

地方事情

◎市町村長の道路改良運動

府縣道を道路構造令の規格に改築せよ

徳島縣市町村長聯合會は、四月二十九日徳島市海翠閣に於て總會を開いて、刻下同地方の重大問題である産業の進展策を講じた、鐵道は何時完成して縣民の利便に供せられる、のか判らない、夫れまで縣下の交通を現在の如き不利益の地位に放任して置く譯に行かない。夫れが爲には縣内重要幹線に屬する府縣道を十分利用して自動車の交通に適應せしむる必要の切なるものがあるが、現在の府縣道で道路構造令の規格に適合するものは皆無と言つて、状態であるから此際是非府縣道の幅員を擴張し、勾配を緩和する改良工事を施行して貰いたいと言ふことに滿場一致を以て川越知事に建議した。縣下産業の振はさることに懸念して居る同地方では適切な建言で評判が可い。

◎道路愛護の思想普及道路法の

法的義務に超越して

琵琶湖畔下野洲
郡の愛護申合せ

道路の管理は道路法に條約を以て行政廳に義務附けられて居るのであるが、吾々が日々交通する道路を、行政廳の義務的施設に俟つて居て、知らぬ顔の半兵衛を極め込むで居るのは、國民として恥すべきことであると言ふので滋賀縣下野洲郡では道路保護規約を設け法律の干渉外に超越して公德實現の第一に着手した。其の規約を掲げて美德を報導する。

(滋賀縣久米報告主任報)

何町村道路保護規約

第一條 本町(村)内ノ道路中左記重要路線ハ本規約ノ定ムル所ニ依リ相互保護スルモノトス

一、何々道 大字何々小字何々道分岐點ヨリ大字何小字何マテ

二、何道 大字何小字何々道分岐點ヨリ大字何マテ

三、何道 ……………

第二條 道路保護區域ハ左記ニヨルモノトス

一、人家ニ沿フ道路保護ハ兩側ニ人家アルトキハ其戸前地先中央ヨリ區分シ各居住者ニ於テ分擔シ一側ニ人家アルトキハ全部之レヲ負擔スヘシ、但空家ナルトキハ其所有者ノ負擔トス

二、人家ニ沿ハサル道路保護受持區域ハ何々道 大字何小字何ヨリ以東何村界マテ大字何々ノ受持

第三條 保護ハ所屬大字ノ夫役ヲ以テ之ヲ執行シ別ニ賃金ヲ支給セス

第四條 保護ハ定期臨時ノ二種ニ分チ第二條第一項ノ定期保護ハ毎日一回第三條ノ規定保護ハ毎月十五日ノ一回トシ臨時保護ハ災害其他町村大清潔法施行若クハ多衆ノ集合旅客ノ來往頻繁ナリシトキ又ハ惡疫豫防等臨時必要ノ場合町村町長ニ於テ特ニ日割ヲ定メ施行スルモノトス

第五條 本町村境界ノ一方ニハ第一號式大字境界ノ一方ニハ第二號式夫役各自受持境界ノ一方ニハ第三號式ノ保護區域標ヲ道路ノ一側ニ建設スルモノトス

第六條 保護ハ道路ヲ維持シ及其清潔ヲ保ツテ主トシ尙ホ左ノ各項ニ依リ施行スルモノトス

- 一、路面及傾斜面ノ游泥及塵芥ヲ除去スルコト
- 一、路面及傾斜面ニ生スル雜草ヲ芟除スルコト
- 三、路面ノ一側又ハ兩側ヲ低下シ雨水ヲ溜溜セシメス及沿道ノ地所ヨリ出ツル惡水ヲシテ路面ヲ流レシメサルコト
- 四、道路ニ沿ヒテ生スル木竹繁茂シ通行探光ヲ妨ケ其他路面ヲ濶潤ナラシムルモノアルトキニハ適度ニ之ヲ剪伐セ

シムルコト
五、路面傾斜面又ハ沿道ノ水路等ニ汚物其他物品ヲ置クモノアルトキハ是ヲ除去セシムルコト但シ許可ヲ得タルモノハ此限りニアラス

六、修繕ノ爲メ路面ニ土砂ヲ散布セシトキハ之ヲ蒲鉾形ニ堅着セシムルコトニ注意シ土砂ノ兩側又ハ沿道ノ溝其他ニ散亂セシモノハ之ヲ中央ニ搔上クルコト
七、道路ニ沿フ溝ヲ浚濬シ下水ヲ停滯セシメサルコト
八、道路ニ沿フ土地高ク路面ノ雨水排除ニ差支アル箇所ハ其側ヲ掘下放水ニ妨ケナカラシムルコト

九、道路ノ地盤ニ蔬菜穀菽ヲ植エ又ハ田畠其他ノ土砂ヲ置クモノアルトキハ之ヲ除去スルコト
十、降雪甚タシキトキハ車馬ノ通行ニ差支ナキマテニ除雪スルコト
十一、道路ニ沿フ木竹ニシテ倒レ又ハ折レタルモノアルトキハ其側ニ取片付ヲナスコト

十二、第二條ノ道路ニ付テハ炎天又ハ暴風雨ノ際時々淨水ヲ灑注スルコト
第七條 道路保護ノ爲メ生シタル汚物ハ道路ニ沿ハサル箇所ニ搬出シ燒捨又ハ埋捨等他ニ差支ナキ便宜ノ方法ヲ以テ

棄却スヘシ

第八條 町村長ハ隨時道路ノ巡閲ヲ行ヒ保護不充分ト認ム

ルモノニ對シテハ相當保護ノ指示ヲナスモノトス

第九條 當該區長ハ其區所屬ノ道路保護ニ關シテハ常ニ部

民ヲ指導督勵シ常時道路ノ完全ニ努ムルモノトス

第十條 本則ニ定ムル期日ニシテ若シ雨天ナルトキハ順延

トス

附 則

第十一條 本則ハ大正十二年十一月一日ヨリ施行ス

保護區域標式

第一號

縱是南(何)何里何丁何間何尺何町村保護區域

第二號

縱是南(何)何丁何間何尺大字何保護區域

第三號

縱是南(何)何間何尺何某保護區域

凡 例

一、第一號ハ四寸角長四尺第二號ハ三寸角長三尺第三號ハ三寸五分角長二尺トス但シ長サハ何レモ地上ノ長サトス

二、第一號第二號ハ成ルヘク白地ノペンキ塗トスヘシ

三、標杭ノ右側ニハ「大正何年何月何日建設」ト記スヘシ

◎群馬縣でも道路愛護運動

郡市長會議に於て協議
愛護の標語短歌募集

道路の改良も必要ではあるが、之と相俟て道路愛護の觀念を普及徹底せしめ、不完全な構造の道路でも出來得る限りの能力を發揮せしむることが、現時の急務であると言ふので、這般開催された群馬縣の郡市長會議に於て、道路愛護に關する問題が随分論議せられたが、差し當り第一着手として左の方法で實行することゝ爲つた。

一、青年團、在郷軍人分會、消防組其ノ他社會奉仕ノ特志アル團體、私人ノ聯合協力ヲ得テ毎年春秋二回國道府縣道、市道、町村道全般ニ亘リ道路ノ雜草木刈拂及掃除側溝ノ浚渫ヲ行フコト

二、施行期日ハ可成地方農工商業ノ休日ヲ選ヒ各郡市毎ニ郡市長、警察署長、分署長土木管區主幹町村長協議ノ上之ヲ定メ尙其施行ニ際シテハ前段各官公署員聯絡協力シテ其指導ニ當リ一齊ニ之ヲ施行スルコト

三、道路ノ愛護思想ノ普及ニ關シテハ左記例示ノ如キ標語短歌等ヲ募集シ第一項施行ノ當日之ヲ適當ノ方法ニ依

リ發表宣傳シ以テ其ノ普及徹底ニ努ムルコト
四、以上ノ外必要ナル事項ハ第二項ニ掲クル官公署員協
議シテ之ヲ定ムルコト

記

誠一筋道路の保護に盡せ村人町の人道の手入の届いた
里は人の心も美しい道路愛護の心のないは人の踏む道知
らぬ人路に對する唯一の恩返しは之を愛護するに在り路
上の轉石を一つ拾つても大きな人助になる

此成績は未だ發表するだけの域に達して居ないが、定めし
相當の効果を擧げることゝ信ずる。
(群馬縣中村報)
(告主任報)

◎群馬の道路宣傳

道路無斷占用の改
革道路法規の遵守

事少しく舊聞に屬すれども群馬縣に於ては大正十年秋季よ
り同十一年春季に亘り縣下樞要の市街地に於て左の要領に依
り道路法の趣旨宣傳を行ひ同時に道路唱歌を作製し全縣下各
小學校に配付して之が趣旨宣傳の徹底を期し尙前段樞要地の
宣傳に際しては青年團其他各種團體の助力を求め夫々其の工
夫に成る一大宣傳を行ふた其の効果は頗る多大にして最も良
好の成績を收めた。
(群馬縣、中村)
(報告主任報)

道路法趣旨宣傳

一、宣傳ノ目的

道路法施行後日尙淺ク未ダ一般ニ法規ノ趣旨徹底セザルモ
ノアル爲道路の無斷占用ヲ爲ス向多ク殊ニ道路ノ兩側ニ人
家連檐セル市街地ニ於テ此ノ弊最モ甚數キモノアリテ交通
ノ妨ケトナルノミナラズ高速車輛ノ通行上危險少ナカラズ
ト認ムルヲ以テ此ノ際特ニ道路法ノ趣旨ヲ周知徹底セシメ
ムトス

一、宣傳ヲ行フ場所

前橋市、高崎市、桐生市、藤岡町、富岡町、安中町、中之
條町、沼田町、伊勢崎町、太田町、館林町、大胡町、澁川
町、大間々町、

一、宣傳ヲ行フ日時

土木管區主幹ニ於テ關係郡市長、警察署長、町長ト協議シ
之ヲ定メ少クトモ五日前迄ニ縣へ報告スルコト

一、宣傳用印刷物

縣ニ於テ印刷ノ上配付ス(別紙ノ通)

一、宣傳ノ方法

當日ハ縣修路工夫若干名ヲシテ市町内沿道毎戸ニ印刷物ヲ

配布セシメ關係官公衛吏員及縣派遣吏員は數班ニ分レ各分擔區域ヲ定メ沿道ヲ巡視シ違反者ニ對シテハ懇切ニ法規ノ趣旨ヲ説明シ相當措置スベキ様注意ヲ與フルコト此ノ場合ニ於テハ最モ言動ヲ慎ミ懇談的ニ注意ヲ促シ決シテ威壓的態度ニ出ヅルコトナク、能ク法規ノ精神ヲ諒解セシムルニ努ムルコト

尙此ノ宣傳ハ交通ノ安全ヲ期シ道路ノ效用ヲ充分ニ發揮セシメムトスルニ在ルヲ以テ直ニ違反者ヲ處罰スルガ如キコトナク懇ニ注意ヲ加ヘ原形ニ回復セシムル様最モ効果アラシムルニ努メ後日再三注意ヲ促スモ尙應ゼザル者アル場合ハ止ムナク相當措置スルノ方針ヲ探ルコト

一、成績ノ調査

各班毎ニ注意件數表(種類毎ニ區分)ヲ製シ土木管區主幹ハ之ヲ集計製表シ縣ニ報告シ關係官公衛ニ通報スルコト
一、以上ノ外必要ナル事項ハ當日宣傳員ニ於テ協議決定スルコト、尙土木管區及郡市役所町役場ニ於テハ既ニ道路法ニ基キテ道路占用ノ許可ヲ爲シタルモノヲ取調置キ當日不要ノ注意ヲ爲スガ如キ失態ナキ様留意スルコト

◎道路に就て

道路は凡て國の營造物であります。近來新式交通用具の普

及發達するに伴ひ著しく道路の利用が旺盛になりましたから、お互に道路を愛護し交通の妨げとならぬ様注意を望みます。左に注意を要する主なる點を申し述べます。

一、許可を得ずして道路若は側溝の上に建物を設け又は軒檐、標燈、看板、標旗、日除の類を突出せしめてはいけません。

二、許可を得ずして道路若は側溝の上に板圍、足代の類を設けてはいけません。

三、許可を得ずして道路若は側溝の上に商品の類を積み出し又は濫りに物を置いてはいけません。

四、許可を得ずして露店又は祭典、緣日歳の市、草市、市日賣出等の施設の爲路面又は側溝上を占用してはいけません。

五、其の他許可を得ずして道路若は其の附屬物を占用してはいけません。

(以上の事項に違反したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處せられます)

六、牛馬、諸車等道路ノ交叉點、曲角其の他屈曲の場所又は雜沓の場所を通過するときは音響器を鳴らし又は掛聲其他の合圖を爲し徐行しなければいけません又坂路隧道

橋梁を通過するときは徐行しなければいけません。

七、道路の交叉點、曲角、隧道又は橋梁等に牛馬諸車を駐

め置いてはいけません。又竝木、道路元標、里程標及道

路標識等に牛馬を繋いではいけません。

八、沿道の土地に物を堆積し又は立て置くときは倒壞、崩

落を防ぐに必要な装置を爲さねばなりません。

九、道路又は沿道の土地に於て工作物を建設、撤去、若は

修繕し又は其の他の作業を爲すときは土砂、瓦石、竹木

金物等の道路に飛散又は崩落するを防ぐに必要な装置を

爲さねばなりません。

十、道路に於て物を運搬するときは其の飛散、漏出、墜落

及危険を防ぐに必要な装置を爲さねばなりません。

十一、交通頻繁なる道路に於て乗馬又は諸車運轉の練習を

爲してはいけません。

十二、交通頻繁なる道路に於て兒童幼兒に遊戯を爲さしめ

又は保護者なくして幼兒を歩行せしめてはいけません。

十三、道路に於て花火、空氣銃、吹矢の類を弄ひ又は投石

投球等危険の行爲を爲してはいけません。

十四、道路に於て濫りに焚火を爲し又は道路に塵芥を投棄

してはいけません。

十五、道路に於て濫りに敷物、疊、穀物其の他の塵埃を拂

うてはいけません。

(以上の事項は主なるものを掲げたのでありまして之に

違反したる者は百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處せ

られます)

十六、道路に關し不明の事あらば警察署郡市役所、町村役

場に行きて遠慮なくお聞きなさい、詳細に説明する筈で

群馬縣

富豪の横暴振り

數句に亘る晴天續きに、市内道路は舊態を一變する程に破壊されて了つた、此處を遠慮會釋もなく自動車を通るとき、夫れこそホントウの紅塵萬丈である、自動車の使用者は世に所謂富豪であるが、其の富豪の邸宅が大夏高樓で更に庭前には炎熱を惹き、ばかりに撒水をして居るが、其の前面の道路には一向に撒水しない、隣の駄菓子屋や、小さな煙草屋は常に撒水して通行人に利便を與へて居る、自動りに乗つては紅塵の迷惑を感じない性でもあるまいが、此くして富豪が専恣を重ね、中産階級以下が公徳心を發揮して居る、何と言ふ現象であらうか、此現象は焼失の災厄を免れた山手方面に多い、此處から如何なる社會問題が發芽するのであらうか (K T 生)

道 路 歌 唱

教育勅語抄)
……進ンテ公
益ヲ廣メ世務
ヲ啓キ常ニ國
憲ヲ重ンシ國
法ニ遵ヒ……

一、上の勅語の意味はよくわかつて居りますか

一、此の唱歌の通りに皆さんから先きに實行して下さい

一、此の事を知らぬ人や守らぬ人には「オヂサン左ヲ通ルノデスヨ」「オバサン右ヲ通ツテハアブナイデスヨ」とやさしく教へてあげて下さい

一、學校への途でも、ともだちと横に廣く手をつないだりして歩かぬこと

一、自動車の後を追ふたり、車の前に邪魔をしたりせぬこと

一、町の曲り角や踏切などは一寸、止まつてあたりを見てから行きなさい、雨や雪や風の日などは殊更氣を付けて

群 馬 縣

道 路 唱 歌

道 六 百 八 十 八 里 の 曲

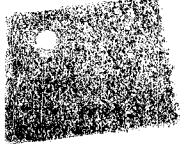
ミ チ ハー ヒ ダ リ ナ ト ホ ル モ ノ
ほ だ うー し や だ う と そ れ そ れ に

ミ ギ ハー ア ア ナ イ ケ ガ ノ モ ト
き ま りー み だ さ す び と す ち に

道路の改良 第六卷 第六號

道は左側を通るもの
右側は危い怪我の基
歩道、車道とそれぞれに
きまりみださず一筋に
右へ廻るは大廻り
左は小廻り近廻り
標燈、標旗、看板や
日除や足代、板圍
露天、縁日、賣出しも
物を置くのも扱ふも
道路の上の事ならば
夢にも勝手にしちやならぬ
鞠投げ、羽根つき、鬼ごっこ
煙火や吹矢、空氣銃
自動車などの練習は
道では決してせぬものよ
小さい子には守をつけ
獨りあるきませぬ様
鎮守の森や公園や
お寺の庭で駆けくらべ
兵隊ごっこも元氣よく
ベースボールも勇ましく
我身に怪我の無い様に
人にも迷惑かけぬ様
夜は車や牛馬に
燈火をとす定めあり
自動車、自転車、人力車
ベルや喇叭を取りつけて
坂橋、四ツ辻、廻り角

人の雜沓する場所は
チン／＼ブウ／＼ハイ／＼と
合圖も程よくゆつくりと
前後左右に氣を配り
ホンヤリせぬが肝腎ぞ
道路で出逢ふものあらば
互に左によげませう
追ひ越すときは合圖して
越さるゝもの、右を行け
消防車や郵便車
神輿、葬列、諸行列
かよわき子供年寄や
早きを尙ぶ自動車や
行く手を急ぐ車には
道を譲るが第一よ
牛、馬、車は四ツ辻や
橋や人込、廻り角
避けて左の端に置き
繋げ牛馬は駆け出す
七千餘萬の同胞よ
道は獨りのものぢやない
身の爲人の爲なれば
勝手氣儘はやめにして
他人の迷惑思ひやり
交通安全第一に
互の危険を防ぎませう
社會の利益を圖りませう



◎縣有給吏員增置

神奈川縣にては、本年度より四ヶ年の繼續を以て執行すべき震害土木復舊事業に従事せしむべき吏員は、地方土木職員制に依る定員のみにてば之を充當し得ざるに依り、更に縣有給吏員として左の吏員を置き、以て事務の進捗を圖るべく、縣有給吏員設置規則及之に關する諸規程に追加變更を加へ、直に實施する事とせり、即ち左の如し。
(神奈川縣、齋藤報告主任報)

神奈川縣令第三十八號

臨時神奈川縣有給吏員設置規則左ノ通り相定ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年五月九日

神奈川縣知事

臨時神奈川縣有給吏員設置規則

第一條 震災復舊道路及土木事務ニ従事セシムル爲メ臨時左ノ職員ヲ置ク

- 一 道路工師
- 一 道路工手
- 一 土木工師
- 一 土木工手

地方事情

第二條 前條の職員ハ本廳内務部ニ屬シ上司ノ指揮命令ヲ受ケ各其ノ職務ニ従事ス

第三條 神奈川縣有給吏員設置規則第三條、第四條、第五條ハ之ヲ本則ノ吏員ニ適用ス

寄贈雜誌

冊子名

寄贈者

警察協會雜誌第二百八十四號

警察協會

科學知識第四卷第七號

科學知識普及會

事業之日本第三卷第六號

事業之日本社

現代第五卷第六號

大日本雄辯會

雄辯第一五卷第七號

大日本雄辯社

旅第四號

日本旅行文化協會

港灣第二卷第三號

港灣協會

不二第一卷第四號

不二社

創刊號

無線と實驗 第一卷第貳號

無線實驗社

第一卷第三號

經濟タイムス第八卷第六號

經濟タイムス社